

令和3年9月7日
事務連絡

各 { 都道府県
市区町村 } 障害保健福祉主管部局
地方分権担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課

令和元年の地方分権改革にて寄せられた提案への対応について（周知）

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、障害福祉サービスの介護給付費等の支給事務を市区町村が担っていることから、指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び全ての事業所が1つの市区町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市区町村長に権限移譲することを求める提案（以下「本提案」という。）がありました。

これを踏まえ、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に関し、「指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者（全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。）による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（法第36条、第51条の2、第51条の3、第51条の4等）に係る事務・権限については、当該権限を市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とこととされました。（別添1参照）

これを受け、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の指定等に係る事務・権限等の移譲について、令和2年度中にアンケート調査を行い、社会保障審議会障害者部

会にて議論された結果（別添 2 参照）、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る事務・権限等を法改正により都道府県から市区町村へ移譲する対応は行わず、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 の規定による事務処理特例制度の活用によって当該事務・権限等を移譲することが可能であることを周知するとともに、本提案に係るアンケート調査にて寄せられた、事業者の指定等にあたり市区町村と都道府県の間で円滑に連携を行う取組事例を好事例として周知することとなりました。

つきましては、事務処理特例制度の活用及びアンケートで得られた好事例について下記のとおり周知しますので、各都道府県及び市区町村におかれましては御了知の上、効率的・効果的な事務の実施に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定による事務処理特例制度について

本提案では、指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者（全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。）による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（法第 36 条、第 51 条の 2、第 51 条の 3、第 51 条の 4 等）に係る事務・権限について、都道府県から市区町村への権限移譲が求められていました。

これらの事務・権限は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定に基づき、都道府県が条例を定めることによって市区町村が処理することとすることが可能であることから、上記の事務・権限の移譲を希望する市区町村は、都道府県と必要な調整を行い、事務処理特例制度を活用し、効率的・効果的な事務の実施に取り組んでいただきますようお願いいたします。

2. 本提案に係るアンケート調査から得られた好事例について

本提案に係るアンケート調査へのご回答の中から、指定障害福祉サービス事業者等の指定や監査に際して、都道府県と市区町村が円滑に連携を行う取組事例を選出し、別添 3 のとおり取りまとめています。御参照の上、指定障害福祉サービス事業者等の指定や監査の事務の実施の参考としていただければと存じます。

【参照条文】

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を制定し又は改廃する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。